一般社団法人日本ヘリコバクター学会 基礎研究助成金交付内規

（総則）

一般社団法人日本ヘリコバクター学会細則第17条に基づき、*Helicobacter*の基礎研究分野において活躍し、学術的貢献の期待が大きいと認められる研究者に研究助成金を交付し、将来にむけて若手研究者の育成を含め、*Helicobacter*の基礎研究に携わる研究者の育成を目的として助成金を設ける。

（助成金の種類）

第1条　本助成金を日本ヘリコバクター学会基礎研究助成金（以下助成金と表記）と定める。

（選考対象）

第2条　選考対象は次の通りとする。

会員のヘリコバクターに関する基礎的研究を対象として、一般および若手、1 件ずつ助成する。

（選考審査）

第3条　審査は、基礎研究推進考委員会において選考し、委員長は各委員の判定および最終判定結果を全選考委員に通知し、承認を得た後、これら選考過程および結果を理事会で報告し承認を得る。

（選考方法）

第4条　選考方法は以下の通りとする。

(1)　助成金の公募を毎年 1 回、学会ホームページ等で行う。

(2)　応募者は以下の書類をPDF形式で一つのファイルにまとめ、パスワードを設定した上で、理事長宛に事務局に電子メールまたはファイル便で送信する。

1. 申請書

(3)　選考は基礎研究推進委員会を開催するのが望ましいが、書類を各選考委員に送付し、採点・集計する方法も可とする。集計後、委員長は各委員の判定および最終判定結果を全委員に通知し、承認を得た後、選考結果を理事会にて報告し承認を得る。次いで委員長は受賞者に連絡する。最終的には委員長はこれら選考過程を理事会で報告し承認を得る。

(4)　委員長は受賞者に連絡するとともに、受賞者の発表を学会誌および学会のホームページにて行う。最終的には委員長はこれらの過程を理事会にて報告する。

(5)　応募者が選考委員自身あるいは選考委員と所属を同一とする等の関係にある場合は、当該委員は当該課題の選考には参加しない。

（委員会）

第5条　助成金受賞候補者選考には、基礎研究推進委員会があたる。

(1)　委員は委員長を含め10名以内とする。

(2)　委員の任期は最大2期4年とする。委員長は理事長の指名により決定される。委員長は副委員長および委員を推薦して、理事会の承認を受ける。委員長は基礎研究推進委員会を開催し、2年毎、理事・代議員の中から新規委員を選出し、委員の原則として半数を入れ替え、理事会の承認を得る。任期終了した委員は、その後 2 年間は委員になれない。但し、委員長、副委員長の再任は妨げない。

（表彰等）

第6条　助成金受賞者には助成金（一般50万円、若手50万円）を授与する。受賞者は研究についての成果報告書および助成金についての収支報告書を学会事務局に提出する。受賞者は学術集会において受賞発表（講演）を行う。また、研究報告を日本ヘリコバクター学会雑誌に投稿する。

（改廃）

第7条　この内規の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1.　この内規は、令和2年10月28日から施行する。

2.　この内規は、令和5年9月15日から施行する。

3.　この内規は、令和7年3月25日から施行する。